

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日産厚生会（以下「本財団」という。）の定款13条及び第30条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程においては、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤理事の報酬は年額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

3 役員賞与は支給しない。

4 常勤理事の退職に当たっては、その任期及び任期中の役職に応じ役職退職金を支給することができる。

5 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本財団の常勤理事の報酬総額は別表第1「常勤理事の年間報酬総額」に定める金額以内とし、会長は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で各々の理事に支給する額を決定する。

2 非常勤役員に対する報酬は別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。

3 常勤理事に対する役職退職金は、別表第3「常勤理事の役職退職金の算定基準」に定める算式により算定された額以内とし、会長が理事会の承認を得て決定する。

4 評議員の報酬等は、定款第13条に定める金額の範囲内において別表第4「評議員の報酬」に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤理事の報酬は、月額をもって支給し、毎月25日(休日の場合は順次繰り上げ)に支払うものとし、非常勤役員及び評議員にあっては、理事会または評議員会等への参画の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第7条 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給するものとし、その額の計算方法は職員の給与規程に準ずるものとする。

(費用)

第8条 本財団は、役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2 費用の弁償の額は実費とし、弁償の請求があったときは遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第9条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人日産厚生会の設立の登記の日から施行する。

平成25年(2013年)	12月 2日	施行
平成27年(2015年)	6月11日	改定
平成29年(2017年)	6月15日	改定
平成30年(2018年)	6月14日	改定
2021年(令和3年)	6月17日	改定
2026年(令和8年)	6月18日	改定